

家庭裁判所 家事手続 情報サービス

家庭裁判所の家事事件手続に関する情報を、**音声又はファクシミリ**により、24時間、365日わかりやすくご案内しています。

②子ども・ 親子関係

ご案内内容

- 家事事件に関する一般的なご案内
- 子ども・親子に関する手続（未成年後見・子の氏変更許可・養子縁組許可・親権者・養育費・親子関係など）についてのご案内
- その他の手続についてのご案内



ご利用方法

電話・ファクシミリ番号

(PHS・IP電話からはご利用できません。)



0570-031840

さいばんしょ

① コード番号を確認する。

あらかじめ知りたい項目のコード番号をコード表で確認してください。

② 電話をかける。

電話機又はファクシミリ機能付き電話機から、上記の番号へ電話してください。

③ メッセージに従い **1** を プッシュする。

コード番号をご存じの方は **1** を、ご存じでない方は **3** を、「ピッ」という音の後にプッシュしてください。

④ 知りたい項目のコード番号を プッシュする。

続いてメッセージが流れますので、お知りになりたい項目のコード番号をプッシュしてください。

■1分10円（税別）の通話料金のみでご利用いただけます（携帯電話や公衆電話等の場合は、料金が異なります。）。

■感熱紙をご利用の場合、印字された文字などが時間の経過とともに消えてしまうことがありますので、取り出した書式をご利用になる際は、必ず普通紙にコピーしたものをお使いください。

家事事件に関する一般的なご案内

〈家庭裁判所の各種リーフレット〉				
コード番号			項 目	内 容
電 話	ファクシミリ			
音声案内	案内	申立書		
	5101		家事事件のしおり	家事審判・調停の申立ての手續などを説明したリーフレット
	5104		ご存じですか？ 人事訴訟	人事訴訟に関して離婚訴訟を例にして手續の流れなどについて簡単に図解したリーフレット
	5105		調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために	調停、審判、人事訴訟の判決・和解で養育費を支払うことが決まったのに、相手（義務者）が支払わない場合に、支払を受ける権利を有する者（権利者）が利用できる手續を説明したリーフレット
	5107		家庭裁判所における子どもに関する手續	子どもに関する様々な問題を法的に解決するための手續を説明したリーフレット
〈家事事件とその手續一般に関するQ&A〉				
5201			家事事件とその手續一般に関する Q & A	家事事件とはどのようなものですか。民事の裁判手續とはどのようなところが違うのでしょうか。
				審判とはどのようなものですか。
				調停とはどのようなものですか。
				調停や審判での取決めが守られない場合には、どうすればよいでしょうか。
〈家庭裁判所の手續に関する一般的な説明〉				
1301	5301		審判手續一般	家庭裁判所に許可や承認等を求める手續の一般的な説明
1302	5302		調停手續一般	家庭裁判所で当事者間での話し合いを行い合意を目指す手續一般の説明
1303	5303		人事訴訟手續一般	離婚などの人事訴訟を家庭裁判所に提起する手續の一般的な説明
1304	5304		履行勧告手續等	家庭裁判所で決めた調停、審判、人事訴訟の判決・和解などの取決めを守らない人に対して、その履行を促すための手續や財産を差し押さえる手續等の説明
1305	5305		家事抗告手續	審判の結果について不服がある場合に高等裁判所に再審理を求めるための手續の説明
1306	5306		家事手續案内	お近くの家庭裁判所で家庭裁判所の申立手續に関する情報を説明する「家事手續案内」についての説明

子ども・親子に関する手續についてのご案内

〈子ども・親子に関する手續についてのQ&A〉				
5205			子ども・親子に関する手續についての Q & A	離婚した相手方から養育費をもらうにはどうすればよいでしょうか。
				一度決められた養育費を増額（又は減額）することはできるでしょうか。
				離婚後に子どもと面会したいのですが、どうすればよいでしょうか。
				調停では、子どもと面会する頻度や方法はどのようにして決められるのでしょうか。
				親権者である前夫（又は前妻）から子どもを引き取って自分が育てるため、親権者を自分に変更するには、どうすればよいでしょうか。
				離婚後（又は別居中）、私が養育していた子どもを前夫（前妻、夫、妻）が連れ去ってしまいました。子どもを取り戻したいのですが、どうすればよいでしょうか。
				夫が死亡し、私（妻）と未成年の子どもとで遺産分割の協議をしなければなりません、どうすればよいでしょうか。
				親が借入れをするための担保として、未成年の子どもの所有名義の不動産に抵当権を設定しなければなりません。どうすればよいでしょうか。
				両親が亡くなった未成年の子どもについて、監護養育や財産管理（保険金請求等）を行う必要がありますが、どうすればよいでしょうか。
				未成年者を養子にしたいと思います。どうすればよいでしょうか。
				里子として養育している子どもを、実子として今後も養育していきたいのですが、どうすればよいでしょうか。
				亡くなった養親（又は養子）との親族関係を解消したいのですが、どうすればよいでしょうか。
				妻が別の男性の子どもを出産しました。私の子どもではないことを確認するためには、どうすればよいでしょうか。
				離婚直後に出生した子どもの出生届を出そうとしたところ、前夫の子として入籍すると言われました。本当は前夫の子どもではないのですが、どうすればよいでしょうか。
				離婚して私が親権者となりました。子どもの戸籍を父親の戸籍から私の戸籍に移したいのですが、どうすればよいでしょうか。



〈主な家事審判手続の案内及び申立書〉					
コード番号			項 目	内 容	
電 話	ファクシミリ				
音声案内	案内	申立書			
1417	5417	7417	未成年後見に関する審判	未成年後見人選任申立事件	未成年後見人を選任するための手続
		7418		未成年後見監督人選任申立事件	未成年後見監督人を選任するための手続
1419	5419	7419	親子に関する審判	子の氏の変更許可申立事件 1	両親が離婚した後等に、子どもの氏を変更する（子どもの戸籍を他の親の戸籍に移す）ための許可を求める手続（子どもが15歳以上の場合）
		7420		子の氏の変更許可申立事件 2	同上（子どもが15歳未満の場合）
1421	5421	7421		養子縁組許可申立事件	未成年者を養子にするための許可を求める手続
1422	5422	7422		死後離縁許可申立事件	死亡した養親（又は養子）との養子縁組の解消（離縁）についての許可を求める手続
1423	5423	7423		特別養子縁組成立申立事件	特別養子縁組をするための手続
1424	5424	7424		特別代理人選任申立事件 1	親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合に特別代理人を選任する手続（遺産分割協議をする場合）
		7425		特別代理人選任申立事件 2	同上（抵当権を設定する場合）
1426	5426	7426		親権者変更申立事件	親権者が行方不明（死亡）の場合に、親権者を他の一方に変更するための手続
〈主な家事調停手続の案内及び申立書〉					
1512	5512	7512	親権者変更調停申立事件		離婚に伴って指定した親権者について、離婚後に変更することについて話し合う手続
1513	5513	7513	養育費請求調停申立事件		離婚後に、養育費について話し合う手続 ※離婚調停の申立てに伴って養育費について話し合いたい場合（夫婦関係調整調停） 電話（音声案内）1501／ファクシミリ（案内）5501・（申立書）7501 ※別居中の養育費を含む夫婦の生活費の分担について話し合いたい場合（婚姻費用分担調停） 電話（音声案内）1504／ファクシミリ（案内）5504・（申立書）7504
1514	5514	7514	面会交流調停申立事件		離婚後又は別居中に、子どもとの面会、交流について話し合う手続 ※離婚調停の申立てに伴って面会交流について話し合いたい場合（夫婦関係調整調停） 電話（音声案内）1501／ファクシミリ（案内）5501・（申立書）7501
1515	5515	7515	子の監護者の指定調停申立事件		離婚後又は別居中に、子の監護者の指定について話し合うための手続 ※離婚調停の申立てに伴って子の監護者について話し合いたい場合（夫婦関係調整調停） 電話（音声案内）1501／ファクシミリ（案内）5501・（申立書）7501
1516	5516	7516	子の引渡し調停申立事件		親権者でない親が子どもを連れ去った場合など、親権者や監護者に対する子どもの引渡しについて話し合う手続
1517	5517	7517	親子関係不存在確認調停申立事件		婚姻中や離婚後一定期間内に生まれた子について、夫婦間の子ではないことを確認する手続
1518	5518	7518	嫡出否認調停申立事件		婚姻中や離婚後一定期間内に生まれた子について、夫が自分の子ではないことを確認するための手続
1519	5519	7519	認知調停申立事件		父親が認知しないため、子が父に対し認知を求めるための手続
1520	5520	7520	離縁調停申立事件		養子縁組の解消（離縁）について話し合うための手続

その他の手続についてのご案内

〈家事抗告手続の案内及び申立書〉				
1305	5305	7621	即時抗告申立事件 1	認容審判の結果について不服がある場合に高等裁判所に再審理を求めるための手続
		7622	即時抗告申立事件 2	却下審判の結果について不服がある場合に高等裁判所に再審理を求めるための手続
〈民事執行法に定める手続の案内〉				
1641	5641	7641	執行文の付与の申立書 1	執行文付与の申立手続（単純執行文）
		7642	執行文の付与の申立書 2	事実の到来したことを証してする執行文付与の申立手続
		7643	執行文の付与の申立書 3	当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文付与の申立手続
1644	5644	7644	間接強制の申立事件	一定の債務を履行しない義務者に対し、間接強制金を課すことを警告し、心理的な圧迫により履行を強制するための手続
〈その他の手続・各種申請書など〉				
		7701	各種証明申請書	家庭裁判所が発行する各種証明書の申請書
		7702	事件係属証明申請書	事件が家庭裁判所に係属していることの証明書の交付を受けるための申請書
		7703	手続代理人許可申請書	弁護士でない者を代理人とすることの許可を求める申請書
		7704	各種書類の正本・謄本・抄本の交付申請書	審判書、調停調書、判決、和解調書等の正本、謄本、抄本の交付を受けるための申請書
		7705	確定証明申請書	審判事件が確定したことの証明書の交付を受けるための申請書
		7708	自庁処理の申出書	管轄を有しない家庭裁判所に事件の処理を求める場合の申出書
		7709	移送の申立書	申立てをした家庭裁判所以外の家庭裁判所で事件の処理を求める場合の申立書
		7710	審判書・調停調書正本の送達申請書	審判書正本・調停調書正本を当事者双方に送達するための申請書

コード番号			項 目	内 容
電 話 音声案内	ファクシミリ 案内	申立書		
		7711	管轄合意書	当事者が合意で相手方の住所地の裁判所以外の家庭裁判所を管轄裁判所とした場合の合意書
		7712	申立取下書	申立人が審判・調停の申立てを取り下げるための書類
		7713	即時抗告権放棄書	即時抗告のできる事件について、即時抗告期間内に即時抗告権を放棄するための申出書

家庭裁判所の本庁・支部・出張所の所在地・電話番号・交通機関・受付時間・管轄区域について

※ 音声案内は各家庭裁判所の本庁の所在地等をご案内しています。

コード番号			項 目
電 話 音声案内	ファクシミリ 案内		
1001	5001	北海道地方	札幌
1002	5002		函館
1003	5003		旭川
1004	5004		釧路
1005	5005	東北地方	仙台
1006	5006		福島
1007	5007		山形
1008	5008		盛岡
1009	5009		秋田
1010	5010	関東地方	青森
1011	5011		東京
1012	5012		横浜
1013	5013		さいたま
1014	5014		千葉
1015	5015		水戸
1016	5016		宇都宮
1017	5017		前橋

コード番号			項 目
電 話 音声案内	ファクシミリ 案内		
1018	5018	甲信越地方	甲府
1019	5019		長野
1020	5020		新潟
1021	5021	東海・北陸 地方	名古屋
1022	5022		静岡
1023	5023		岐阜
1024	5024		福井
1025	5025		金沢
1026	5026		富山
1027	5027	近畿地方	大阪
1028	5028		京都
1029	5029		神戸
1030	5030		奈良
1031	5031		津
1032	5032		大津
1033	5033		和歌山

コード番号			項 目
電 話 音声案内	ファクシミリ 案内		
1034	5034	中国地方	広島
1035	5035		山口
1036	5036		岡山
1037	5037		鳥取
1038	5038	四国地方	松江
1039	5039		高松
1040	5040		徳島
1041	5041		高知
1042	5042	九州・沖縄 地方	松山
1043	5043		福岡
1044	5044		佐賀
1045	5045		長崎
1046	5046		大分
1047	5047		熊本
1048	5048		鹿児島
1049	5049	那覇	宮崎
1050	5050		那覇



<http://www.houterasu.or.jp/>

コールセンター

平 日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

法的トラブルで
困った時には



0570-078374

お な や み な し

法的トラブルかどうかわからない場合も、お気軽にお電話ください。

- ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
- ※ PHS・IP 電話からは、03-6745-5600にお電話ください。
- ※ 電子メールによる問い合わせも受け付けています。詳しくは法テラスホームページをご覧ください。

裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所

検索

<http://www.courts.go.jp/>

家庭裁判所の手続に関する説明や主な家事事件についての申立書用紙、記入例などの情報は、裁判所ウェブサイトでもご覧いただけます（ウェブサイト上の「裁判手続の案内」の項目をご覧ください。）。

家事手続情報サービスでは、このリーフレットに記載された情報のほか、〔相続・不在者・成年後見・保護者選任関係〕及び〔夫婦・男女間・親族間・戸籍関係〕の手続に関する情報をご案内しています。これらの手続に関するコード番号をお知りになりたい方は、次のリーフレットをご覧ください。

- 家事手続情報サービス〔①相続・不在者・成年後見・保護者選任関係〕
- 家事手続情報サービス〔③夫婦・男女間・親族間・戸籍関係〕

平成25年12月 最高裁判所